

SNS

LINE、X、InstagramといったSNSで友人と連絡を取ったり、画像を投稿して共有したりして利用している方も多いのではないのでしょうか。インターネットにおけるトラブルは増加傾向にあり、友人同士でのトラブルも発生しています。また、SNSで所属している大学名を公表していることによって、大学ヘクレームが入ることもあります。社会の常識やマナーを守り、健全な使用を心がけてください。

中央大学ソーシャル・メディア・ガイドライン

皆さんがSNS等を適切に利用することを期待して「中央大学ソーシャル・メディア・ガイドライン」を示しています。利用する前に必ず一読してください。



(大学公式Web)

SNSの利用にあたって

不謹慎な投稿や書き込みで問題になった、個人情報漏洩して事件に巻き込まれたなど、SNSを通じたトラブルが絶えません。安易な投稿は自身だけでなく、周囲もトラブルに巻き込む危険性がありますので、十分注意してください。

利用するときは注意しましょう

- ・掲載内容は誰が読んでもよい内容にする。
書き込んだ内容は世界中に広がります。非公開アカウントの投稿や削除した投稿でもフォロワーにスクリーンショットで拡散されるおそれがあります。誹謗中傷は罪に問われることもありますので、読む人が不快になったりする内容を書いてはいけません。また、誤解を招くような内容ではないか、掲載する前に念のため確認しましょう。
- ・個人情報の取り扱いに留意する。
匿名で投稿してもわずかな情報から個人を特定されることがあります。
- ・無断で芸能人や他人の写真、アニメ等を投稿しないでください。肖像権や著作権等を侵害するおそれがあります。

トラブルに巻き込まれたら・・・

インターネット上の書き込みなどに関して相談できる窓口があります。誹謗中傷やプライバシーの侵害などのトラブルについて解決策を相談したい、不安や悩みについて相談したい、という場合には活用してください。



(総務省【参考】インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内)

危険な団体による勧誘（カルト）

4月初旬の大学キャンパス内では、部活やサークルなど多くの学生団体が新入生を対象に勧誘活動を行っています。しかし、皆さんに接近してくる団体の中にはサークルを装った危険なグループがあることを知っておきましょう。

カルト

学生団体やサークルを装い「カルト宗教」の勧誘が、キャンパス内外で行われています。カルト宗教は、「学生サークル」「ボランティア団体」といった名前で巧みに勧誘してきます。「友達がたくさんできるよ」「ボランティアに興味ない？」と誘われ、参加し、のめり込むと、最終的にはマインドコントロールされ、抜け出せなくなってしまいます。こういった団体から勧誘を受けた際は、きっぱりと断りましょう。

勧誘例

・サークルの入会……………

キャンパス内での勧誘でも安易に誘いに乗らず、簡単に個人情報を教えないようにしましょう。

・ボランティアへの参加…

「奉仕活動しよう」と声をかけ、実際にボランティア活動を行いながら宗教への勧誘をします。

・セミナーへの参加……………

就活セミナーや公務員講座といってセミナーに参加したところ、内容がカルトだったということがあります。途中でおかしいと思ったらきっぱりと断りましょう。

・パーティーへの招待……

国際交流目的のパーティーを開催するから来てほしいと名刺を渡され、名刺にあるリンク先を見たところ、宗教関連のwebサイトにつながったという事例がありました。

カルトに入会してしまうと・・・

- ・カルト宗教活動に追われて、学生生活ができなくなる。
- ・高額な会費や寄付金を要求される。
- ・犯罪まがいの活動に参加させられる。
- ・外部との連絡を絶たされ、家族や友人を失い孤立してしまう。
- ・脱退したくても抜けさせてもらえない。

勧誘から身を守るために

- ・名前や住所、連絡先といった個人情報は容易に教えない。
- ・その場で、電話番号やメールアドレス、LINEアカウントを交換しない。
- ・曖昧な返事はせずに、はっきりと断る。
- ・途中で話が変わったり、情報操作があると感じたら注意する。
- ・一人で解決しようとせず、友人や家族、教職員にすぐ相談する。

海外渡航

海外留学・旅行を考えている学生の皆さんは、目的地の選択から慎重に行いましょう。テロや犯罪、感染症など国によっては様々な危険が存在します。日本とは比較できないほどの危険性があることを理解してください。渡航される際は、「外務省の海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)」で目的地の基本情報を確認し、また、出発直前には外務省の「たびレジ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)」に登録しましょう。

テロ

各地でテロが多発しており、観光地やリゾート施設といった場所が標的となっています。旅行中でも、周辺に十分注意し、不審な人物がいたり近づいてくる場合は、ただちにその場を離れましょう。

感染症

渡航先での環境の変化によるストレスが原因で免疫力が低下し、病気にかかりやすくなります。中でも、恐ろしいのが感染症です。

「ジカウイルス感染症」「デング熱」「エボラ出血熱」「新型コロナウイルス感染症」など、ニュースでも取り上げられている感染症にかかる恐れがあります。そのため、下記の注意事項に留意しましょう。

病院を受診する際は、渡航歴を必ず説明してください。

注意事項

- ・生水や氷、カットフルーツ、十分火が通っていない食事などは飲食を控えましょう。水はペットボトルの飲料水を購入しましょう。
- ・蚊やダニといった虫に刺されないように、長袖や長ズボンといった服装にしましょう。虫よけスプレーなど虫よけ剤も利用するといいでしょう。
- ・狂犬病、MERS、鳥インフルエンザなどのウイルス感染の恐れもあるので、海外での動物との接触は避けてください。
- ・帰国後、体調が悪くなったり発熱がある場合は、近くの検疫所に相談しましょう。
- ・何らかの持病がある人は、英文診断書があると便利です。万が一のために主治医の先生に作成してもらってください。
- ・海外では、「自分の身は自分で守る」のが原則です。リスク管理として（1）未然防止の準備と（2）トラブル発生時の迅速な対処が必要です。十分に準備をし、それでも問題が発生した場合のために現地の日本大使館または領事館（もしくは国籍国の在外公館）、家族、大学担当教職員等の連絡先を記載した緊急連絡先カード等を常に携帯するようにしてください。

交通安全・事故

交通ルール

交通ルールを順守し、自転車・オートバイの危険運転はやめましょう。

「～しながら運転」

スマホの操作やイヤホンのしながら運転、傘を差しながら運転は、重大事故につながる危険運転です。とくに「ながらスマホ」は道路交通法で禁止され、厳罰化されています。

「歩道での走行」

自転車は原則車道走行、歩道を走行する際は歩行者優先です。

「車道の左側走行」

自転車は車両であるため、車と同様、車道を左側走行してください。また、車道の対面する信号機に従います。

「ヘルメットの着用」

努力義務になっています。

通学マナー

交通ルールを守るのは当然のことですが、通学マナーについて、以下のような苦情が大学に寄せられています。中央大学生としての自覚を持ち、周囲の方へ迷惑をかける行為は慎みましょう。

- ・複数人で歩道いっぱい広がって歩き、通行の妨げになる。
- ・横断歩道ではない箇所が無理な横断をする。
- ・自転車で坂道を猛スピードで下る。
- ・複数台の原付バイクで並走する。
- ・大学近隣の店舗の駐輪・駐車場に無断駐輪・駐車をする。
- ・泥酔して電車内で危険な行為を行う。
- ・電車の優先席を占領する。
- ・電車内で大声で話す、携帯電話で通話する、輪になって話し込み乗降の妨げになる。
- ・通学経路（経済的かつ合理的な経路）以外の定期券を購入する。
- ・駆け込み乗車をする。

交通事故

安全に配慮していても通学中に事故の被害者・加害者になることがあるかもしれません。突然の出来事に動揺してしまうと思いますが、次の対応をすることを心に留めておいてください。

1. ①負傷者の救護と道路における危険防止の措置をとる。（道路交通法第72条で定められた義務です。）
②警察へ届け出る。交通事故証明書の交付を受ける。（警察への届け出は義務です。）
2. 相手の住所・氏名・連絡先などを確認する。
3. 記録を残す。
記憶が鮮明なうちに、事故の状況の記録や証拠の収集をしておくことが重要です。
4. 医師の診断を受ける。
軽傷だと思っても、速やかに医師の診断等を受けましょう。速やかに受診をしないと、交通事故との因果関係が認められないことがあります。
5. 保険会社へ連絡する。
正当な理由なく通知を怠ると保険金が支払われないことがあります。

万が一の備えに・・・

万が一に備えて保険に加入しましょう。

自転車保険加入

東京都では、2020年4月から通学などの自転車利用中に相手に損害を与えた場合の損害賠償に備える保険への加入が義務化されています。すでに加入している自転車保険・火災保険・クレジットカード等に自転車保険が付帯されている場合もありますので、自転車損害賠償保険等への加入状況を確認し、未加入である場合には以下を参照の上加入手続を進めてください。



(公益財団法人日本交通管理技術協会公式Web)

防犯

大学生になると、勉強やサークル活動、アルバイトにより帰宅時間が遅くなることが多くなります。また、一人暮らしを始める学生も多いのではないのでしょうか。危険を避けるため、日ごろから防犯意識を持つようにしましょう。

住居

- ・在宅中でも必ず鍵をかけましょう。窓やベランダが道路から死角になっている場合は、狙われやすいので注意が必要です。
- ・住居への出入りを狙って侵入されることがあります。玄関や共同住宅のエントランスでは周辺の物陰に不審者が潜んでいないかを確認したり、エレベーターでは見知らぬ人と二人きりにならないよう気を付けたりするなど、注意が必要です。
- ・電気ガスの業者を装い、室内に侵入されることもあります。訪問にはドアを開けずに対応しましょう。
- ・郵便物が溜まると空き巣のターゲットになります。帰省等で長期不在にする場合には郵便局に不在届を出しましょう。
- ・ゴミや郵便物から個人情報が漏れることがあります。ポストには鍵をかける、ゴミの出し方に気を付けるといった対策をしましょう。
- ・ひとり暮らしを悟られないよう、カーテンは中の様子が分からない厚手のものにする、玄関に複数の靴を置く、玄関から室内が見通せないようにドアやカーテンで遮断する、洗濯物は外から見えないように干さないなど気を付けましょう。

外出時

- ・明るく人通りの多い道を選んで歩きましょう。
- ・スマホを見ながら、イヤホンで音楽を聴きながら歩くと周囲への警戒が薄れ、危険に気づかないことがあります。
- ・貴重品は必ず身につけましょう。スマホやPCを置いたまま席を立つ、カバンで場所とりをするなどの行為はやめましょう。
- ・キャンパス内であっても注意点は同様です。盗難事件や不審者出没の報告もありますので、注意してください。

被害にあってしまったら・・・

被害にあったり、犯罪に巻き込まれたりした場合には速やかに警察に届け出てください。盗難の場合には、盗まれた物によって、銀行やクレジット会社、携帯電話会社等にも連絡が必要です。

住まい

学生生活を楽しく送るためにもキャンパス内だけでなく、住居での生活マナーにも気をつけましょう。ゴミの分別、騒音、喫煙・ポイ捨て等により大学へ苦情が寄せられることがあります。キャンパスを離れば、学生であるとともに一地域住民です。地域や自治体のルール・マナーを守って生活しましょう。

マナーに気をつけよう

- ・ 自宅であっても大声で話さない、騒がない。時間帯に関わらず住宅密集地や共同住宅では特に注意が必要です。
- ・ ゴミの出し方は自治体のルールに従いましょう。
- ・ 近隣店舗の駐輪場や駐車場、道路等に違法駐輪・駐車することはやめましょう。
- ・ 近隣住民とトラブルになった場合には、管理会社や大家さんに相談しましょう。

賃貸借契約

18歳になると一人で賃貸借契約ができるようになりますが、契約は原則として、一方的にやめることはできません。賃貸借契約の際はトラブルにならないよう注意が必要です。

賃貸借契約の内容等について不安に感じたり、トラブルになったりした場合には消費者ホットライン(☎188)に相談しましょう。

契約時 契約書類の記載内容や賃貸物件の現状を確認しましょう。

契約後の条件変更は難しいので、契約前には必ず禁止事項や修繕に関する事項、退去時の手続・費用負担、特約の有無について確認しましょう。また、退去に備えて、入居前に床やクロスなどのキズや汚れの写真を撮っておきましょう。

入居中 入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談しましょう。

入居中に修繕が必要なトラブルが発生した場合には、ただちに貸主側に連絡し、相談しましょう。必要な修繕は原則として貸主側が行う義務があります。貸主に無断で修繕を行った場合には、費用負担や原状回復等についてトラブルになる可能性があります。

退去時 清算内容をよく確認し、不明な箇所は貸主側に問い合わせましょう。

原状回復の費用を貸主と借主どちらが負担するかトラブルになることがあります。経年劣化による汚れや日常生活を送る上でついたキズ等は借主が負担する必要はないとされています。退去時には貸主側と一緒に物件の現状を確認し、記録をとっておくとよいでしょう。